

令和 8年 7月 30日

愛知県教育委員会

教育長 瀬瀬 知行 様

香害をなくすみんなの会 名古屋

代表 石井 知子

愛知県における

教育現場の「香害」および「化学物質過敏症」対策に向けた要望書

日頃より、子どもたちが安心して学び、豊かな学校生活を送ることができるようご尽力いただき、誠にありがとうございます。また、愛知県公式ホームページにて、化学物質過敏症についての周知をしていただき、重ねて感謝申し上げます。

昨今、香料入り洗剤や柔軟剤などの身近な生活用品から発せられる合成香料によって、頭痛・吐き気・倦怠感・動悸・呼吸困難などの症状を引き起こすケースが増加し、深刻な社会問題となっています。特に、抗菌・消臭成分を配合した製品による「香害」の広がりも顕著であり、全国の患者数は100万人以上とされ、これが化学物質過敏症の入口となる可能性が指摘されています。

化学物質過敏症を発症した子どもたちは、学校生活の中で日常的に困難を抱えています。症状が重くなると登校が難しくなる場合もあり、安心して学ぶ権利が損なわれることにもつながりかねません。また、成長過程にある子どもたちは化学物質の影響を受けやすく、過度な曝露は将来的な健康リスクにつながることも心配されています。そのため、すでに化学物質過敏症を発症した児童生徒への配慮だけでなく、すべての子どもたちの健康を守るという予防的な観点からも、学校環境における対策の導入をお願いいたします。さらに、県立学校における対応にとどまらず、市町村教育委員会に対しても同様の対応が図られるよう、県から通知や周知を行っていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

【愛知県の現状】

本県では、ホームページにおいて各省庁が作成した「この香り困っている人もいます」のポスターに加え、化学物質過敏症について詳しく説明した県独自のポスターを作成・掲載していただいております。このポスターは、香害に困っている保護者が、子どもの通う園や学校へ説明する際の資料として活用されており、実際に「県が作成した資料である」という信頼性から、私立幼稚園において全家庭へ配布していただけた事例もありました。このように、県が発信する資料には大きな周知効果があると実感しております。

しかし、現在も「香害」や「化学物質過敏症」について十分に知らない教職員、保護者、児童生徒が多くいます。ホームページには「香りへの配慮」という文言は掲載されているものの、「香害」についての説明や原因、対応方法などの記載が不十分なため、なかなか理解が広がりにくく、学校現場での具体的な配慮や環境改善にはつながっていない状況です。

実際に、化学物質過敏症を発症した子どもたちからは、次のような声が寄せられています。

- ・ 新学期が始まり、久しぶりに教室へ行くと香りが強く帰りたくなる
- ・ すぐ前の席の子の香りが強く、鼻水が止まらず、目がかゆく、授業に集中できない
- ・ 学校のトイレの消毒剤のニオイがきつい
- ・ 給食のエプロンから柔軟剤のニオイがして気分が悪くなる
- ・ 髪の毛や服、ランドセル、ノートにもニオイがつき、帰宅しても症状が出てしまう

このように、安心して学校生活を送ることが難しい子どもたちがいます。

また、化学物質過敏症を発症している家族がいる場合、子どもが学校から持ち帰る用具に付いた香りで家族が体調を崩したり、参観日や学校行事への参加を諦めざるを得なかったりするといった声もあがっています。

【要望の理由】

2024 年度に日本臨床環境医学会・環境過敏症分科会および室内環境学会・環境過敏症分科会が、全国約 1 万人の児童生徒を対象に行った「子どもの『香害』および環境過敏症状に関する実態調査」の結果、学校で香害による体調不良を起こしたことがある子どもの割合は約 10%、約 2%は香害のために不登校傾向にあることが判明しています。(※1)

この大規模調査により、学校現場での具体的な対策の必要性がはっきりとしました。文部科学省による“健康的な学習環境を確保するために”という指針では、「学校内において化学物質の放散を可能な限り少なくすることが最も大切」とあります。また、学校保健安全法第5条では、「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導の保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」とあります。

「香害」及び「化学物質過敏症」(以下「香害等」という)は、いくら自分で気を付けていても、他人による日用品の影響を受け本人の努力だけでは避けることができません。現状の把握と周知、学習環境の改善を行うことが、すべての子どもたちに公平かつ安心できる学校生活を送る環境を提供することへつながると考え、香害等により体調不良を訴える児童生徒も、安心して学習を継続できるよう以下の対策を要望いたします。

【具体的な対策】

1. 学校全体へ周知や啓発

- ・ 県作成の香害のチラシを校内に掲示し、お便りや配信等で保護者にも周知を図ってください。
- ・ 給食用エプロンの自己購入や持参等を認めてください。
- ・ 保健調査票等への項目追加など、児童生徒の状況を保護者が学校に伝えられるようにしてください。
- ・ 香料製品の影響について研修を実施するなど、学校における配慮を徹底してください。

例) 洗濯の授業で使用する「洗濯用洗剤」

調理実習で使用する「食器用洗剤」

清掃に使用する「掃除用洗剤」

手洗いで使用する「手洗いせっけん」など

2. 児童生徒への配慮

- ・ 定期的な換気を徹底してください。
- ・ 児童生徒から申し出があった場合は、通気の良い席への移動、扇風機や空気清浄機の設置、別室やオンラインでの授業、負担の少ない他校への通学など、個別に対応してください。
- ・ 掲示物や塗料等については、化学物質に配慮されたものを使用してください。

3. ホームページの改善

- ・ 「香害」に関する啓発ページを作成してください。(※2)

掲載を求める内容：

- ・ 「香害」とは何か(概要)
- ・ 主な症状
- ・ 原因となる可能性のある製品等
- ・ 配慮や対応方法
- ・ 誰もが化学物質過敏症を発症する可能性があること
- ・ 適切な配慮により発症や症状の悪化を防ぐことが期待できること
- ・ 一人ひとりが日常生活でできる配慮

上記を、関連 URL のリンク掲載にとどまらず、一目で内容が伝わるよう県作成の香害周知チラシの画像と共に分かりやすい位置に掲載してください。

4. 実態把握

- ・ 香害等の実態についてアンケートなどにより把握し、保護者に共有してください。

5. 県全体への周知と体制整備

- ・ 県から市町村役所・保健所・幼児教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園等)・学校・病院等へ県作成のチラシを配布し、掲示を依頼してください。
- ・ 県から市町村へ「周知依頼」の通知を出してください。
- ・ 県広報・SNS で県作成のチラシを活用し香害を取り上げてください。
- ・ 9 月の化学物質過敏症啓発月間に合わせた講演会・研修を実施してください。
- ・ 相談窓口「生活衛生課」の電話番号を大きく周知し、相談データの収集と活用をお願いします。

以上

参考リンク

※1 【報告】記者会見&院内集会「子どもの香害被害への対策を」(2025 年 8 月 20 日)

－ 日本消費者連盟

<https://nishoren.net/cuj-21829>

※2 香害と化学物質過敏症について(ご理解・ご協力をお願いします) | 宝塚市公式ホームページ

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/1060680/1060699/kyoikuiinkai/1045193/1047349.html>

香害をなくすみんなの会

<https://kougaiwonakusuminnanokai.netlify.app>